

【「住宅ローン規約」新旧対比表】

新（赤文字部分が変更箇所）	旧（赤文字部分が変更箇所）
<p>本「住宅ローン規約」（以下「本規約」という）は、auじぶん銀行株式会社（以下「当行」という）の住宅ローンを利用する個人（以下「借主」という）が、当行所定の手続きに基づき当行との間に締結した住宅ローン契約（以下「住宅ローン契約」という）に基づくお借入れに適用されます。なお、住宅ローン契約は、当行が借主に対して、借主が事前に申し出、当行が承諾した借入日に、借主が指定した円普通預金口座へ振込む方法により借入金を実際に交付することにより成立します。本規約に定めのない事項については、別途締結する「不動産抵当権設定契約書兼連帯保証人に関する契約書」（保証会社の保証を利用する場合は「抵当権設定契約証書」および「保証委託書」）、当行所定の方法により掲示する「auじぶん銀行取引規約」に付随して当行が定め、当行ウェブサイトに掲示する他の規約、方針等によるものとします。</p>	<p>本「住宅ローン規約」（以下「本規約」という）は、auじぶん銀行株式会社（以下「当行」という）の住宅ローンを利用する個人（以下「借主」という）が、当行所定の手続きに基づき当行との間に締結した住宅ローン契約（以下「住宅ローン契約」という）に基づくお借入れに適用されます。なお、住宅ローン契約は、当行が借主に対して、借主が事前に申し出、当行が承諾した借入日に、借主が指定した円普通預金口座へ振込む方法により借入金を実際に交付することにより成立します。本規約に定めのない事項については、別途締結する「不動産抵当権設定契約書兼連帯保証人に関する契約書」（保証会社の保証を利用する場合は「抵当権設定契約証書」および「保証委託書」）、当行所定の方法により掲示する「auじぶん銀行取引規約」に付随して当行が定め、当行ウェブサイトに掲示する他の規約、方針等によるものとします。</p>
<p>第1条 借入金利および基準金利 ～第37条 準拠法および合意管轄 省略</p>	<p>第1条 借入金利および基準金利 ～第37条 準拠法および合意管轄 省略</p>
<p>じぶんでんきについて</p> <p>「じぶんでんき」は、au エネルギー&ライフ株式会社が当行の住宅ローンをご利用のお客さま向けに提供する電気サービスです。提供エリアは全国（沖縄県、一部離島除きます）となり、提供エリア毎の小売電気事業者は、関西電力エリア：関西電力株式会社、中国電力エリア：中国電力株式会社、中部電力エリア：中部電力ミライズ株式会社、東京電力エリア：東京電力エナジーパートナー株式会社、北海道電力エリア：北海道電力株式、その他の提供エリア：au エネルギー&ライフ株式会社となります。その他のサービス内容は、au エネルギー&ライフ株式会社が定めるところによります。なお、au エネルギー&ライフ株式会社が別途提供する「au でんき」とは異なるサービスとなります。</p>	<p>じぶんでんきについて</p> <p>「じぶんでんき」は、KDDI 株式会社が当行の住宅ローンをご利用のお客さま向けに提供する電気サービスです。提供エリアは全国（沖縄県、一部離島除きます）となり、提供エリア毎の小売電気事業者は、関西電力エリア：関西電力株式会社、中国電力エリア：中国電力株式会社、中部電力エリア：中部電力株式会社、東京電力エリア：東京電力エナジーパートナー株式会社、その他の提供エリア：KDDI 株式会社となります。その他のサービス内容は、KDDI 株式会社が定めるところによります。なお、KDDI 株式会社が別途提供する「au でんき」とは異なるサービスとなります。</p>